

平成17年5月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第836号 住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件 (以下「甲事件」という。)

平成15年(ワ)第114号 住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件 (以下「乙事件」という。)

口頭弁論終結日 平成17年3月4日

判 決

甲事件原告ら, 乙事件原告ら (以下「原告ら」という。)

別紙原告目録記載のとおり

上記訴訟代理人弁護士

別紙原告代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

甲事件被告・乙事件被告 (以下「被告国」という。)

国

上記代表者法務大臣 南 野 知 恵 子

上記指定代理人 山 口 英 樹

同 宇 野 雅 憲

同 上 仮 屋 尚

同 百 武 和 宏

同 伊 藤 哲 也

同 松 谷 朗

同 海 老 敬 子

金沢市鞍月一丁目1番地

甲事件被告・乙事件被告 (以下「被告県」という。)

石 川 県

上記代表者知事 谷 本 正 憲

上記指定代理人 藤 原 知 朗

同	紮	野	健	治
同	村	角	美	登
同	広	川	達	也
被告国及び同石川県指定代理人	大	村	百 合	枝
同	藤	田	光	信
同	増	田		肇
同	佐	々 木	博	美
同	岩	佐	紀	和
同	中	農	正	蔵
同	所	田	雅	一
同	馬	場		茂

東京都千代田区一番町25番地

甲事件被告・乙事件被告（以下「被告地自センター」という。）

財団法人地方自治情報センター

上記代表者理事	芳	山	達	郎
上記代理人弁護士	橋	本		勇
同	小	倉	秀	夫
同	大	下		信

主 文

1 被告県は、

- (1) 住民基本台帳法第30条の7第3項の別表第一の上欄に掲げる国の機関および法人に対し、原告らに関する本人確認情報（原告らの氏名，住所，生年月日，性別の4情報および原告らに付された住民票コード並びにこれらの変更情報）を提供してはならない。
- (2) 被告地自センターに対し、原告らに関する住民基本台帳法第30条の10第1項記載の本人確認情報処理事務を委任してはならない。

- (3) 被告地自センターに対し、原告らに関する上記本人確認情報を通知してはならない。
 - (4) 原告らに関する上記本人確認情報を、保存する住民基本台帳ネットワークの磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ）から削除せよ。
- 2 被告地自センターは、
- (1) 被告県から受任した原告らに関する住民基本台帳法第30条の10第1項記載の本人確認情報処理事務を行ってはならない。
 - (2) 原告らに関する上記本人確認情報を、保存する住民基本台帳ネットワークの磁気ディスクから削除せよ。
- 3 原告らの被告国に対する各請求並びに被告県及び被告地自センターに対するその余の各請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、甲事件、乙事件を通じ、原告らに生じた費用は、これを2分し、その1を被告県及び同地自センターの負担とし、その余を原告らの負担とし、被告県に生じた費用は、これを3分し、その2を被告県の負担とし、その余を原告らの負担とし、被告地自センターに生じた費用は、これを3分し、その2を被告地自センターの負担とし、その余を原告らの負担とし、被告国に生じた費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 原告らの請求

1 (甲事件)

- (1) 主文1項(1)ないし(4)、2項(1)、(2)同旨（ただし、「原告ら」とあるのを「甲事件原告ら」と読み替える。）
- (2) 被告県、被告地自センターは、連帯して各甲事件原告らに対し、各金11万円及びこれらに対する平成15年1月17日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告国は、各甲事件原告らに対し、各金11万円及びこれらに対する平成15年1月17日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 (乙事件)

(1) 主文1項(1)ないし(4), 2項(1), (2)同旨(ただし、「原告ら」とあるのを「乙事件原告ら」と読み替える。)

(2) 被告県, 被告地自センターは、連帯して各乙事件原告らに対し、各金11万円及びこれらに対する平成15年4月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告国は、各乙事件原告らに対し、各金11万円及びこれらに対する平成15年4月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、石川県内に在住する原告らが、いわゆる住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を導入した平成11年の住民基本台帳法の改正法は憲法に違反しており、これによって、原告らのプライバシーが現に侵害され、あるいは侵害される危険に晒されており、また、原告ら一人一人が住民票コードを付され、番号で扱われることによって原告らの氏名権が侵害され、かつ、住民票コードのもとに個人の情報が包括的に集約、管理されることによって、原告らの「行政権力によって包括的に管理されない自由」が侵害されているとして、住基ネットを運用している被告県及び同地自センターに対し、原告らの個人情報について住基ネットの運用の差止め及び上記権利侵害によって被った精神的損害の賠償を求めるとともに、被告国に対し、内閣総理大臣小泉純一郎は、国民のプライバシー権保護のための所要の措置が講じられるまで住基ネットの稼働を開始しない法的義務があったのに、これに違反して住基ネットの稼働を強行し、原告らに精神的苦痛を与えたとして、その賠償を求めた事案である。

2 前提事実(争いがないか、証拠[各項末尾記載]及び弁論の全趣旨により明

らかに認められる)

(1) 当事者等

ア 原告らは、石川県内に居住し、石川県内の金沢市ほかの市町村に住民登録をしている住民である。(甲1ないし28)

イ 被告地自センターは、地方公共団体におけるコンピュータの利用促進のため昭和45年5月に設立された財団法人で、平成11年11月1日、当時の自治大臣から、住民基本台帳法30条の10第1項の「指定情報処理機関」に指定され、都道府県知事の委任を受けて、同項記載の「本人確認情報処理事務」を行っている。

(2) 住民基本台帳法の改正

ア 平成11年8月18日、平成11年法律第133号住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」といい、同法による改正後の住民基本台帳法を「住基法」という。)が公布された。改正法は、附則1条柱書により、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるものと定められた同条2号に掲げられた各規定(概ね住基ネットの稼働とは直接の関係のない規定である)、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるものと定められた同条3号に掲げられた規定(後述の、住民票の写しの広域交付(住基法12条の2)、転出転入特例(住基法24条の2)、住民基本台帳カード(住基法30条の44)等に関する規定)を除いて、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされた。そして、平成13年12月政令430号により、附則1条柱書の施行日が平成14年8月5日と、平成11年9月政令302号により附則1条2号の施行日が平成11年10月1日と、平成15年1月政令20号により附則1条3号の施行日が平成15年8月25日とそれぞれ定められ、いずれも各施行日から施行された(以下、平成14年8月5日の施行を住

基ネットの「第一次稼働」と、平成15年8月25日の施行を住基ネットの「第二次稼働」という。)

イ 改正法附則1条2項には、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」との規定がもうけられた。

(3) 住基ネットの仕組みについて

ア 概要

住民基本台帳は、市町村の住民に関する記録を正確かつ統一的行うことにより、市町村における住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する種々の事務の基礎となる公簿である（住基法1条）。住基ネットは、地方公共団体の共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、後記の本人確認情報を各地方公共団体が共有することにより、全国的に特定の個人情報の確認ができる仕組みを構築し、市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務処理を行おうとするものである。

イ 住民票コードについて

住民票コードとは、全国を通じて重複しない番号、記号その他の符号であって、無作為に作成された10けたの数字及び1けたの検査数字からなり（住民基本台帳法施行規則〔平成11年自治省令第35号。以下「施行規則」という。〕第1条）、改正法によって住民票の記載事項とされたものである（住基法7条13号）。

都道府県知事は、他の都道府県知事と協議し、重複しないように調整した上、区域内の市町村長に対し、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定して通知し（住基法30条の7第1項、2項）、市町村長が都道府県知事から指定された住民票コードのうちからいずれかの住民票コードを記載し、これを当該住民に対し書面により通知する（住基法30条の2第2項、3項）。なお、都道府県知事が行う上記協議、調

整、指定及び通知は、指定情報処理機関に行わせることができるものとされ（住基法30条の10第1項1号、2号）、現実には、指定情報処理機関に指定された被告地自センターが行っている。

住民基本台帳に記載されている者は、理由の如何を問わず、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる（住基法30条の3第1項）。

住民票コードは、一般人の住民基本台帳の一部の写しの閲覧の対象から除外されており（住基法11条1項）、また一般人が住民票の写しの交付を請求した際には、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る場合のほかは、交付される住民票の写しの記載事項から省略されている（住基法12条2項）。

ウ 本人確認情報

本人確認情報とは、住民票に記載されている事項のうち、氏名、出生の年月日、男女の別、住所（以下、これらを「4情報」という。）及び住民票コード並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう（住基法30条の5第1項）。上記の政令で定める事項として、現在、①住民票の記載、削除を行った場合は記載、削除を行った旨並びに記載、削除の事由、その事由が生じた年月日、②氏名、出生の年月日、男女の別、住所の全部又は一部について記載の修正を行った場合は、記載の修正を行った旨並びに記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日、③住民票コードについて記載の修正を行った場合は、記載の修正を行った旨、記載の修正を行った事由及びその事由が生じた年月日並びに修正前の住民票コードが定められている（住民基本台帳法施行令〔昭和42年政令第292号。以下「施行令」という。〕30条の5）（以下、上記の政令で定められた事項を「変更情報」という。）。

エ 本人確認情報の通知及び保存等

- (ア) 市町村は、電子計算機を設置して、これに、市町村の既存の住民基本台帳システムと連携した各住民の本人確認情報を保存し、市町村長は、住民票の記載、削除又は4情報及び住民票コードの全部若しくは一部について記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載に係る本人確認情報を、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信して通知する（住基法30条の5第1項、第2項）。
- (イ) 都道府県知事は電子計算機を設置して、市町村長から通知された本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを通知の日から政令で定める期間（施行令30条の6により原則5年間）保存しなければならない（住基法30条の5第3項）。
- (ウ) 都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務（イ記載の指定、通知、協議及び調整事務並びにオの(イ)のaないしd及び(ウ)記載の各提供事務）を行わせることができ（住基法30条の10第1項本文）、その場合、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、住民の本人確認情報を電気通信回線を通じ指定情報処理機関に設置された電子計算機に送信し、指定情報機関は、委任都道府県知事から送信された本人確認情報を磁気ディスクに記録し、政令で定める期間（施行令30条の11により原則5年間）保存する（住基法30条の11第1項ないし3項）。

指定情報処理機関は、毎年少なくとも1回、法30条の10第1項に基づき当該指定情報処理機関が行う法30条の7第3項の規定による国の機関等に対する本人確認情報の提供の状況について、施行規則の定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない（法

30条の11第6項，施行規則21条）。

オ 本人確認情報の利用及び提供

(ア) 市町村長は，他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから，条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときには，条例で定めるところにより，本人確認情報を提供する（住基法30条の6）。

(イ) a 都道府県知事は，住基法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し，住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り，政令で定めるところにより，保存期間に係る本人確認情報を提供する（住基法30条の7第3項）。この場合の提供方法は，施行規則に定めるところにより，都道府県知事の使用に係る電子計算機から，電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に送信する方法か，②施行規則で定めるところにより，都道府県知事から本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法によって行う（施行令30条の7）。

b 都道府県知事は，①当該都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて住基法別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき又は当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたときには政令で定めるところにより，②当該都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときには条例で定めるところにより，当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し，保存期間に係る本人確認情報を提供する（住基法30条の7第4項）。上記①の場合の提供方法は，aの場合と同様，電気通信回線を通じあるいは磁気ディスクを送付する方法によって行う（施行令30条の8）。

- c 都道府県知事は、①他の都道府県の執行機関であって住基法別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき又は他の都道府県の都道府県知事から住基法30条の7第10項に規定する事務の処理に関し求めがあったときには政令で定めるところにより、②他の都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときには条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供する（住基法30条の7第5項）。上記①の場合の提供方法は、aの場合と同様、電気通信回線を通じあるいは磁気ディスクを送付する方法によって行う（施行令30条の9）。
- d 都道府県知事は、①当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であって住基法別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき又は当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあったときには政令で定めるところにより、②当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときには条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供する（住基法30条の7第6項）。上記①の場合の提供方法は、aの場合と同様、電気通信回線を通じあるいは磁気ディスクを送付する方法によって行う（施行令30条の10）。
- e 都道府県知事は、住基法別表第五に掲げる事務を遂行するとき、条例で定める事務を遂行するとき、本人確認情報の利用につき当該本人

確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき又は統計資料の作成を行うときには、保存期間に係る本人確認情報を利用できる（住基法30条の8第1項）。

f 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供する（住基法30条の8第2項）。

(ウ) 国の行政機関は、その所掌する事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる（法37条2項）。

(エ) 住基法別表一ないし五に記載されている、本人確認情報の提供がなされる事務は、住基ネットの一次稼働が始まった平成14年8月5日時点では93事務であつたが、同年12月6日に成立した「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」「行政手続等における情報通信の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（以下「行政手続きオンライン化3法」という。）によって、264事務に拡大された。

カ 住民基本台帳カードについて

(ア) 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付を求めることができる。住基カードには、その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されている（住基法30条の44第1項）。住基カードは住民基本台帳事務に利用される（住基法12条の2、24条の2）ほか、市町村長その他の市町村の執行機関は、住基カードを市